

茨城県大規模小売店舗の地域貢献活動に関するガイドライン概要

I ねらい

大型店の地域貢献活動について、地域が期待する取組み項目や実施するにあたっての手続き等を明示し、大型店の地域貢献活動をより促進する。

II 対象となる店舗

大規模小売店舗^{※1}又は大規模小売店舗に映画館・飲食店・遊技場等を併設する集客施設であって、床面積が1万㎡を超える施設^{※2}（「特定大型店舗」）を対象とします。

※1：大規模小売店舗：店舗面積が1千㎡を超える小売店舗

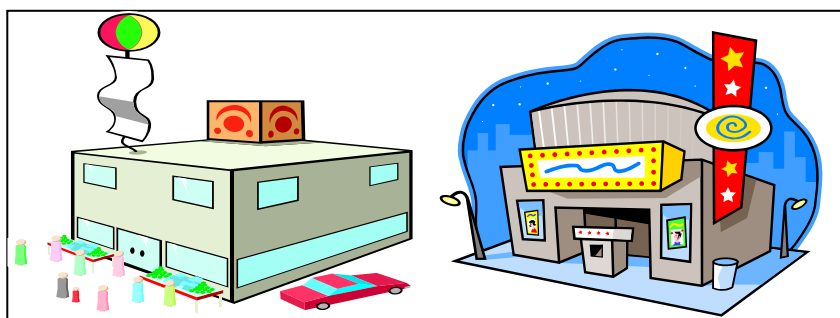
※2：駐車場、駐輪場を除く

特定大型店舗とは



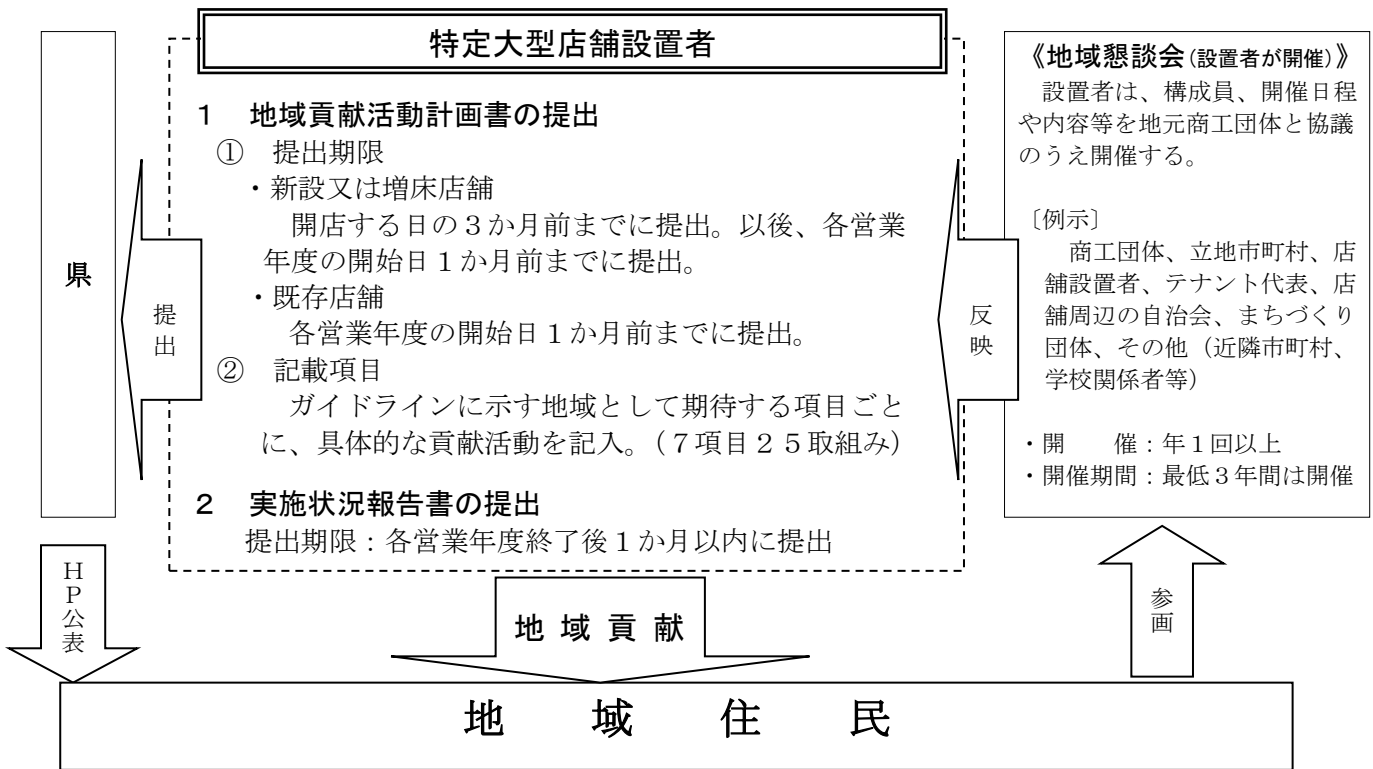
大規模小売店舗単独で、床面積が1万㎡を超える施設

または



大規模小売店舗に映画館・飲食店・遊技場等を併設する集客施設で、床面積が1万㎡を超える施設

Ⅲ 手続きフロー



地域懇談会の開催

設置者は、地域貢献活動計画書の提出にあたり、地域懇談会を開催し、地域の意向等を十分踏まえてください。



【構成員】

地元商工団体と協議のうえ選定
商工団体、立地市町村
店舗設置者、テナント代表、その他

地域貢献活動計画書の提出 (様式第1号)

○共通事項

提出者：特定大型店舗設置者

※複数の場合は、連名により提出

対象期間：各営業年度

※設置者が複数の場合は、話し合いのうえ、店舗運営の中心を担っている設置者の営業年度としてください。

提出先：茨城県知事（茨城県産業戦略部中小企業課）

提出部数：3部（提出後、県より立地市町村、該当商工団体に送付）

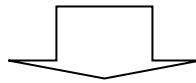
○提出時期

①新設店舗及び増床により特定大型店舗に該当する店舗

開店する日の3か月前までに、その開店日の属する営業年度に係る計画書を提出。以後、各営業年度の開始日1か月前までに提出。

②既存店舗

ガイドライン施行日（平成22年4月1日）以降、初めて到来する営業年度の開始1か月前まで又は施行後3か月以内（平成22年6月30日）に計画書を提出。以後、各営業年度の開始日1か月前までに提出。



地域貢献活動実施状況報告書の提出（様式第2号）

地域貢献活動計画書に記載した営業年度毎に、各営業年度終了後1か月以内に提出。

提出者：特定大型店舗設置者

対象期間：各営業年度

提出先：茨城県知事（茨城県産業戦略部中小企業課）

提出部数：3部（提出後、県より立地市町村、該当商工団体に送付）

地域貢献活動変更計画書の提出（様式第3号）

特定大型店舗の名称、地域貢献活動担当者、地域貢献活動計画等変更する場合、速やかに県に提出。

提出者：特定大型店舗設置者

提出先：茨城県知事（茨城県産業戦略部中小企業課）

提出部数：3部（提出後、県より立地市町村、該当商工団体に送付）

なお、承継（譲渡、相続、法人の合併及び分割等）により特定大型店舗を設置する場合は、大規模小売店舗立地法第11条第3項の規定に基づく承継届出の際、地域貢献活動計画書を提出。

【問い合わせ先、提出先】

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番地6

茨城県産業戦略部中小企業課 大型店担当

電話 029(301)3559 FAX 029(301)3569

○提出様式については、茨城県中小企業課ホームページからダウンロードしてご使用ください。

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoukou/shoryu/daiten/TOP.htm>